

売店出店要綱

1. 出店範囲について

- ① 出店できる者は、一関市内在住者または一関市内事業所従事者とする。出店数は15者以内とし、このうち藤沢地域は10者以内、以外の地域は5者以内とする。出店数の上限を超える場合は、実行委員会で選出し決定することとする。
- ② 前回出店者には、実行委員会事務局から通知する。

2. 出店申し込みについて

- ① 出店希望者は、所定の申込書で実行委員会事務局に申し込む。
- ② 出店責任者は一関市内在住者または一関市内事業所従事者とし、上記申込書に記載、押印する。
- ③ 申込期限は、6月28日(金)とする。
区画の抽選は、出店者打合会で行う。

3. 出店場所について(会場案内図参照)

- ① 場所は、藤沢運動広場のソフトボールグラウンド及び野球グラウンド付近とする。
- ② 1店舗の大きさは、間口6メートルを限度とする。奥行きは特に定めないが、他の出店者の迷惑にならないよう配慮し、車が乗り入れできるスペースを確保すること。
- ③ 区画は、祭り前日の8月9日(金)までに白線で区画する。

4. 車両の乗り入れについて

- ① 物品・食品の搬入、搬出のために乗り入れる車両は、できるだけ少ない台数とするよう努め、午後3時30分以降は乗り入れしないこと。
- ② 物品・食品を保存する車両の駐車場は、各店舗の後ろとし、駐車台数は1店1台とする。

5. 準備について

- ① 売店設営作業は、8月10日(土)午前中に行うこと。
- ② 売店で使用する電気・テントなどは、各店が準備すること。
- ③ 関係機関の許可は、各出店者が受けること。

6. 営業当日について

- ① 営業当日は、「許可書」を店先に掲示すること。
- ② 営業時間は、8月10日(土)は、12:00~23:00(火止め時刻)までとし
8月11日(日)は、7:30~13:00とする。
- ③ 営業時間等を守れない出店者は、次年度の営業を認めない場合もあるので注意すること。
- ④ 飲食物は、食材と調理した品物を各50グラムずつ、冷凍庫で2週間出店者が保管すること。

7. 出店料について

- ① 出店料は1業者5,000円とし、打ち合わせ会で納入すること。
- ② ふじの実会は、学習の一環ととらえ、出店料を免除する。

8. その他

- ① 店員の服装は自由とする。
- ② 売店周辺は各出店者がきれいに清掃し、ゴミ等は持ち帰ること。
- ③ ゴミ袋は、実行委員会で準備(1出店者につき可燃10枚、不燃10枚)する。出店者は大会本部で受け取ること。
- ④ その他、詳細については打ち合わせ会で決める。

9. 出店に係る打ち合わせ会について

- ① 7月9日(火)午後6時から一関市役所藤沢支所1階特別会議室で打ち合わせ会を開催する。